（発行済株式総数の公表等）

第十一条の二十　法第四十三条の二十四の規定による公表は、港湾運営会社のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

2　法第四十三条の二十四に規定する国土交通省令で定める事項は、当該港湾運営会社の発行済株式の総数及び総株主の議決権の数とする。

3　法第四十三条の二十四の規定により公表する場合において、株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。）又は新株予約権の行使によつて発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に変更があつた場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものによることができる。

4　法第四十三条の二十四の規定により公表する場合において、港湾運営会社の発行済株式の総数に変更があつたときは、その登記が行われるまでの間は、登記されている発行済株式の総数をもつて、第二項の発行済株式の総数とみなすことができる。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

（料率を記載した書面の提出を要する料金）

第十二条の四　法第四十五条第二項の国土交通省令で定める料金は、次に掲げる港湾施設の利用に係るものとする。

一　係留施設

二　荷さばき施設

三　旅客施設

第十五条の二の四中「第十五条の五の三」を「第十五条の七」に、「重要国際埠頭施設」を「重要国際埠頭施設」に改める。

第十五条の六及び第十五条の七を削り、第十五条の五の三を第十五条の七とし、第十五条の五の二を第十五条の六とし、第十五条の八及び第十五条の九を削り、第十五条の十を第十五条の八とし、第十五条の十一を第十五条の九とし、第十七条の二を削る。

第十七条の三中「第十七条の五」を「第十七条の四」に、「第五号の四様式」を「第五号の三様式」に改め、同条を第十七条の二とする。

第十七条の四第一号ニ中「（石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第十七条の三とする。

第十七条の五第三項第二号中「第十七条の三第一項第一号」を「第十七条の二第一項第一号」に改め、同条を第十七条の四とする。

第十七条の五の二第一項第二号中「第十七条の三第一項第一号」を「第十七条の二第一項第一号」に改め、同条を第十七条の五とする。

第十七条の六第一号中「第十七条の三第一項第一号」を「第十七条の二第一項第一号」に改め、同条第二号中「第十七条の五第四項」を「第十七条の四第四項」に改める。

第十七条の八中「第一条の六第五号」を「第一条の三第五号」に改める。

第十七条の九を削る。

第十七条の十の見出し中「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に改め、同条中「又は第四項」を「、第四項又は第五項」に、「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に、「認定運営者に当該」を「港湾運営会社に当該」に改め、第一号から第三号までを削り、同条第四号中「認定運営者」を「港湾運営会社」に改め、同号を同条第一号とし、同条第五号中「認定運営者」を「港湾運営会社」に改め、同号を同条第二号とし、同条第六号中「認定運営者」を「港湾運営会社」に改め、同号を同条第三号とする。

第十八条の三中「第十五条の十第三項第二号括弧書」を「第十五条の八第三項第二号括弧書」に改める。

第二十五条第三項及び第二十六条第二号イ中「、会社臨時特別税」を削る。

第二十七条の二中「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に改め、「又は当該岸壁その他の係留施設に係留される自動車航送船に係る積込み若しくは取卸しをする自動車を待機させ若しくは整理するため」を、「固定的な施設」の下に「及び当該岸壁その他の係留施設に係留される自動車航送船に係る固定的な旅客施設」を加える。

第二十七条の三中「特定港湾管理者」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」に、「第二十二条の」を「第二十二条（第一号を除く。）の」に、「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に、「認定運営者」を「港湾運営会社」に改め、「から第二十七条までの規定」を削り、「荷さばき施設等」を「埠頭群を構成する港湾施設」に、「「出資」を「同項第一号中「出資」に、「「貸付けを受ける者」を「同項第二号及び第三号中「貸付けを受ける者」に、「同条第二項第二号」を「同項第二号中「の工事実施計画の明細」とあるのは「に係る第十一条の九第三項第一号から第三号までに掲げる事項に係る明細」と、同項第三号中「資金計画の明細」とあるのは「第十一条の九第三項第四号に掲げる事項に係る明細」と、同条第二項第二号」に改め、「準用する令第六条第九号」の下に「ロ及びハ」を加え、「同条第一号中「（当該施設の使用者の選定の基準若しくは方法、使用形態又は使用料の算出方法を変更する場合を除く。）」とあるのは「（当該施設の利用者の選定の基準又は利用料の額若しくはその算出方法を変更する場合を除く。）」を「第二十六条中「特定用途港湾施設の運営と特定用途港湾施設」とあるのは「埠頭群を構成する港湾施設の運営と貸付けに係る埠頭群を構成する港湾施設」と、第二十七条中「特定用途港湾施設」とあるのは「貸付けに係る埠頭群を構成する港湾施設」に改める。

第二十八条の十八中「第五十六条の二の十四」を「第五十六条の二の十四第二項」に改める。

第三十八条第一項中「法第五十七条第一項」を「法第五十六条の五第一項の規定により法第三十七条第一項」に、「者は、当該許可に係る事項に関し、必要な報告を求められたときは、直ちに、これに関する報告をしなければならない」を「者に対し、当該許可に係る事項に関し必要な報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする」に改め、同条第二項中「第五十六条の五第二項」を「第五十六条の五第一項の規定による立入検査に係る同条第三項」に、「証明書は、」を「証明書は」に、「とする」を「とし、法第五十六条の五第二項の規定による立入検査に係る同条第三項の規定による証明書は第十一号様式によるものとする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第五十六条の五第二項の規定により港湾運営会社に対し、その業務又は経理の状況に関し報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

第四十条中「第十五条の五の三第二項」を「第十五条の七第二項」に改める。

附則第二項中「第十五条の」を「第十四条の三の」に、「附則第十五項から第十七項まで」を「附則第三項から第五項まで」に、「沖縄振興開発特別措置法」を「失効前の沖縄振興開発特別措置法」に、「附則第六条第一項」を「附則第五条第一項」に、「第十五条第一項」を「第十四条の三第一項」に、「附則第二十五項」を「附則第十三項」に改める。

附則第三項中「附則第二十七項の認定」を「附則第十五項の認定」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第一号中「附則第二十七項」を「附則第十五項」に改める。

附則第四項第六号中「附則第七項第一号」を「附則第八項第一号」に、同項第七号中「附則第八項」を「附則第九項」に改める。

附則第五項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「附則第七項」を「附則第八項」に改める。

附則第六項中「附則第二十七項」を「附則第十五項」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附則第九項を附則第十項とし、附則第八項を附則第九項とし、附則第七項の次に次の一項を加える。

8　法附則第二十一項の規定による指定の公示は、官報に掲載して行うものとする。